

# 行政

## ～「文教のまち西原」を推進し、明日の西原町を切り拓く～

町民ニーズの多様化、グローバル化、少子・高齢化、高度情報化など、時代が目まぐるしく変化する中、町政のあり方、自治体の自治の理念が問われています。

このような中、これからの西原町のまちづくりの基本を定めた西原町まちづくり基本条例が、平成24年4月1日に施行されました。本条例では「平和で人間性豊かなまちづくり」「安全で環境にやさしいまちづくり」「健康と福祉のまちづくり」「豊かで活力のあるまちづくり」の4つを基本方向と定め、情報共有、参加、協働を基本原則として、まちづくりの推進を図っています。

まちづくりの執行機関である町役場は、事務や事業を公正かつ誠実に実行し、その職員は公共の利益のため創意をもって、職務に取り組んでいます。また、厳しい財政状況の中で、財源を効率的かつ効果的に活用し、財政の健全性を確保するように努めています。



左より 小橋川 明教育長、上間 明町長、崎原 盛秀副町長



## 窓口

町民の立場に立って、親切ていねいなサービスを心がけます。



西原町